

平成25年度 事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	斎場等運営管理						継続		
コード	24	-	22	-	03	-	00	予算事業名	斎場等運営管理
担当部署	市民部	市民課			庶務担当			予算事業コード	会計 10 款 04 項 01 目 13

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)		位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務ではない
基本目標(章)	6章	人と人とのつながりを感じ、安全で安心して暮らせるまち	実施計画事業名	なし
方向性(節)	2節	安全で安心な暮らしの確保	個別計画等の名称	なし
施策	6	葬祭事業の充実	当事業に関連する事務事業	なし
細施策	2	現斎場の運営・管理の充実		
事業実施の根拠となる法令・条例等	墓地、埋葬等に関する法律、川越市斎場条例、川越市霊柩自動車使用条例、川越市祭壇の使用等に関する条例			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	死亡者の火葬を、市民及び市外住民を対象とし、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行うこと。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	火葬業務(火葬炉運転、炉前業務、収骨業務)、霊柩自動車の運行業務及び祭壇の貸出し業務を行っている。施設の管理は直営であるが、火葬業務等は全て業務委託にて実施している。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	87,272	87,273	89,937	90,867	89,975	
(25年度予算額大幅増/減の理由)						
事業費 A	83,416	83,162	88,668	91,614	89,950	101,861
人件費 B	11,006	11,006	11,006	18,343	18,343	18,343
総コスト(C=A+B)	94,422	94,168	99,674	109,957	108,293	120,204
正規職員(1年間の従事人数)	1.50人	1.50人	1.50人	2.50人	2.50人	2.50人
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金 D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源 E	6,657	4,194	5,924	6,430	5,931	6,000
市の財政負担(=C-D-E)	87,765	89,974	93,750	103,527	102,362	114,204

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値	
成果	市民死亡者の火葬場利用率	%	91.9	92.6	91.7	88.1	90.0	28年度 90.0
	指標の定義・説明	市民の火葬件数の、市民の死亡者数に対する比率(年間)						
成果	火葬炉稼働率	%	83.1	86.7	90.4	91.6	92.0	28年度 95.0
	指標の定義・説明	斎場火葬炉の年間稼働率						
成果	火葬件数	件	2,481	2,659	2,781	2,811	2,850	28年度 3,000
	指標の定義・説明	斎場の年間火葬件数(市外住民を含む)						
活動	火葬枠を増設した日数	日	7	7	54	60	70	28年度 100
	指標の定義・説明	死亡者が増加する冬季において、1日の火葬件数を通常の10件から、11件へ増設した日数						
指標に基づく評価	人口の高齢化に伴い、年間の火葬件数は増加している。火葬能力について、死亡者が減少する冬季以外は、稼働率をみても多少の余裕があるが、死亡者が増加する冬季にかけては、市外の火葬場へ回ってもらっている件数も増えている。							

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	有効性に課題
市民の火葬場利用率が下がっているのは、死亡者が増加する冬季に、市外の火葬場へ回ってもらっている件数が年々増えていることが要因の一つと思われる。また、冬季は1週間以上の「火葬待ち」も多く発生している状況である。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
火葬場を持つ県内市町村と炉数 さいたま市(20)、熊谷市(6)、行田市(4)、所沢市(8)、羽生市(3)、深谷市(6)、上尾市(6)、越谷市(14)、三郷市(4)、春日部市(8)、富士見市(6)、秩父市(4)、本庄市(5)、東松山市(6)、鴻巣市(8)、飯能市(6)、越生町(4)、加須市(8) ※()内が炉数	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	
斎場の経営は、原則として地方公共団体にのみ認められているため、事業を廃止することはできない。これからは、死亡者がさらに増加することが見込まれており、事業を縮小した場合、市民にとって高い火葬料を支払って市外の火葬場を利用しなければならなくなる。	

平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		市民部				市民課	庶務担当
事務事業名称		24	22	03	00	斎場等運営管理	
今後3年間の方向性	25年度	継続		新斎場が完成し運用開始されるまで、現斎場を運用する必要があるが、火葬炉が稼働から10数年経過し老朽化している。新斎場の開始までの間、安定稼働するための改修が必要と考える。			
	26年度	継続					
	27年度	継続					